

千葉市中小企業者緊急特別支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、千葉市中小企業者緊急特別支援金を給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 千葉市中小企業者緊急特別支援金 次に掲げる支援金の総称をいう。以下「支援金」という。
 - ア 原油価格・物価高騰対応支援金（4月～8月分）
対象期間の対象となる費用の合計が基準期間の対象となる費用の合計に比べ10万円以上増加した中小企業者に対する給付金
 - イ 原油価格・物価高騰対応支援金（9月～11月分）
対象期間の対象となる費用の合計が基準期間の対象となる費用の合計に比べ20万円以上増加した中小企業者に対する給付金
 - ウ BCP策定加算支援金
前記ア、イの給付を受けるもののうち、令和2年4月以降に自然災害及び感染症を踏まえたBCPを策定又は改定した中小企業者に対する給付金
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等をいう。
- (3) 個人事業者 中小企業者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表における「収入金額等」を有するもの、又は住民税の申告書類において事業欄に相当する箇所に「収入金額等」を有するものをいう。また、それ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）の提出者のうち、事業の開始等の事実があった日から1月以内に提出した者を含む。
- (4) 対象となる費用 事業を行うに際して生じる原材料費、燃料費、光熱費で別表1に定めるものをいう。
- (5) BCP 自然災害や感染症などの緊急事態における事業の継続や早期復旧のための対策について、令和2年4月以降に策定又は改定した事業継続計画をいう。
- (6) 開業 中小法人等の設立又は個人事業者の開業をいう。
- (7) 事業承継等 事業承継、個人事業者からの法人化、又は法人からの個人事業主化をいう。
- (8) 対象期間 原油価格・物価高騰対応支援金（4月～8月分）においては、令和4年4月から同年8月までの期間をいい、原油価格・物価高騰対応支援金（9月～11月分）においては、令和4年9月から同年11月までの期間をいう。
- (9) 基準期間 原油価格・物価高騰対応支援金（4月～8月分）においては、令和3年4月から同年8月までの期間をいい、原油価格・物価高騰対応支援金（9月～11月分）においては、令和3年9月から同年11月までの期間をいう。

(給付事業)

第3条 支援金の給付対象者、給付金額等は、次のとおりとする。

- (1) 原油価格・物価高騰対応支援金（4月～8月分）については、別表2のとおりとする。
 - (2) 原油価格・物価高騰対応支援金（9月～11月分）については、別表3のとおりとする。
 - (3) BCP策定加算支援金については、別表4のとおりとする。
- 2 給付対象者は、前項各号に規定する別表のほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 法人にあっては、市内に本店を有する者とし、個人事業者にあっては、本市に住所を有する者又は市内に主たる事業所を有する者とする。
 - (2) 支援金の受給後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(給付の申請)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添付して、前条第1項各号で規定する別表中の申請期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 次のアからカまでのすべて
 - ア 千葉市中小企業者緊急特別支援金給付申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書・同意書（様式第2号）
 - ウ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
 - エ 様式第1号に記載する対象となる費用の単価を確認できる書類の写し
 - オ 対象となる費用を比較する2つの月の間に事業承継等した場合は、その旨を確認できる書類の写し
 - カ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 申請者が法人の場合は、前号に掲げる書類のほか次のアからイまでのすべて
 - ア 申請日時点で直近の事業年度を含む法人確定申告書別表1の控え（いずれも収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）又は「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足りる。）
 - イ 前記アに対応する法人事業概況説明書の控え
 - (3) 申請者が個人事業者の場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからエまでのすべて
 - ア 2021年分の個人確定申告書第一表の控え（いずれも収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印等が存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足り、また、収受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。）。なお、確定申告の義務が無い、その他合理的な事由により提出できないものと市長が認めた場合は、当該年分に相当する住民税の申告書類等の控えにより代替することができる。
 - イ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の控え
 - ウ 申請者本人名義の国民健康保険証等の写し（基準期間の期首（開業者（新規開業者、個人成りや事業承継をした個人）については開業後）から申請日時点まで継続して有効であるものに限る。）
 - エ 本人確認書類の写し
 - (4) 特定非営利活動法人及び公益法人等の場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからエまでのすべて
 - ア 申請日時点で直近の事業年度分をその期間内に含む事業収入が確認できる資料（活動計算書、事業活動収支計算書、正味財産増減計算書等で、根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの）
 - イ 申請者の履歴事項証明書（申請時点で3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）
 - ウ 根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に許可等されていることがわかる書類
 - エ 事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）が確認できる書類
 - (5) BCP策定加算支援金を申請する場合は、第1号に掲げるアからウの書類のほか次のアからイまでのすべて
 - ア 令和2年4月以降に策定又は改定したBCPの写し
 - イ BCP策定加算 申請時チェックリスト（様式第3号）
- 2 申請者は、本条で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の千葉市が定める書類等を電磁的記録等により7年間保存するとともに、当該書類等その他千葉市が必要と認める書類等について、千葉市の依頼に応じて速やかに提出すること。

（給付対象外となる者）

第5条 第3条第1項各号で規定する別表における給付対象外要件に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は受給することができない。

- (1) 中小法人等にあつては、申請日時点で千葉市内に本店を有していない者
- (2) 個人事業者にあつては、申請日時点で千葉市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ2021年分の確定申告書において千葉市内に事業所を有していないもの

- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 政治団体
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) その他市長が適当でないと認める者

（給付及び不給付の決定通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で給付の適否を決定し、その旨を申請者へ千葉市中小企業者緊急特別支援金給付可否決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、適正と認められた申請者に対して、支援金を給付するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。

（給付の取消）

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市中小企業者緊急特別支援金給付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市中小企業者緊急特別支援金返還請求書（様式第6号）によるものとする。

（その他）

第9条 支援金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が第3条に規定する要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表 1

対象となる費用 (第2条関係)		対象品目
	原材料費	原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃
	燃料費	ガソリン、重油、軽油、灯油
	光熱費	電気、ガス

別表 2

給付事業名	原油価格・物価高騰対応支援金（4月から8月分）
給付対象者	<p>(1) 令和3年4月から申請時点まで継続して事業を行っている者であつて、今後も事業の継続のための取組みを千葉市で実施する意思があること。</p> <p>(2) (1)の事業継続に係る起算日について開業者にあつては開業後とする。ただし、令和3年8月までに開業していること。</p> <p>(3) 対象期間と基準期間の対象となる費用の合計を比較した結果、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間の対象となる費用の合計が10万円以上増加していると認められる者。なお、対象期間に国、県、市など行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援に対応する支援金等を受給（申請を含む）した場合は、その金額を対象期間の対象となる費用の合計から差し引くこととする。</p>
給付対象者の特例	<p>(1) 申請者は、前記給付対象者(3)について、次のア〜ウに該当する場合には特例を用いることができる。</p> <p>ア 対象となる費用の合計を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したものについては、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であつて、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、法人化した日の属する月（以下「法人化月」という。）以前においては、法人化前の個人事業者の対象となる費用を含め、法人化月以降においては法人化後の法人の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が10万円以上増加するもの。</p> <p>イ 対象となる費用の合計を比較する2つの月の間に法人から個人事業主化したものについては、証拠書類等の一部が法人として作成されている場合であつて、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、個人事業主化した日の属する月（以下「個人事業主化月」という。）以前においては、個人事業主化前の法人の対象となる費用を含め、個人事業主化月以降においては個人事業主化後の個人事業主の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が10万円以上増加するもの。</p> <p>ウ 対象となる費用を比較する2つの月の間に事業承継を行ったものについては、証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されてい</p>

	<p>る場合であって、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、事業承継をした日の属する月以前においては、事業承継前の事業者の対象となる費用を含め、事業承継をした月以降においては事業承継後の事業者の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が10万円以上増加するもの。</p> <p>(2) 前項各号のいずれかの特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付するものとする。</p> <p>(3) BCP策定加算支援金を申請するもので、(1) アーウによる特例を適用するものにあつては、変更後の事業形態を踏まえたBCPを策定又は改定しているものとする。</p>								
給付対象外要件	<p>第5条各号のほか、次のいずれかに該当する者は受給できない。</p> <p>(1) 個人事業者にあつては、令和3年4月以降（開業者（個人成りや個人から個人への事業承継を行った者）については開業後）において、被雇用者又は被扶養者である者</p> <p>(2) 既に同事業の給付の申請及び給付を受けたもの。</p>								
給付額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10万円以上 20万円未満</th> <th>20万円以上 30万円未満</th> <th>30万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付額 (1者当たり)</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	給付額 (1者当たり)	5万円	10万円	15万円
区分	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上						
給付額 (1者当たり)	5万円	10万円	15万円						
申請期間	令和4年8月25日から令和5年2月10日まで								

別表3

給付事業名	原油価格・物価高騰対応支援金（9月から11月分）
給付対象者	<p>(1) 令和3年9月から申請時点まで継続して事業を行っている者であつて、今後も事業の継続のための取組みを千葉市で実施する意図があること。</p> <p>(2) (1) の事業継続に係る起算日について開業者にあつては開業後とする。ただし、令和3年11月までに開業していること。</p> <p>(3) 対象期間と基準期間の対象となる費用の合計を比較した結果、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間の対象となる費用の合計が20万円以上増加していると認められる者。なお、令和4年9月から令和5年2月10日までの期間に国、県、市など行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援に対応する支援金等を受給（申請を含む）した場合は、その金額を対象期間の対象となる費用の合計から差し引くこととする。</p>
給付対象者の特例	<p>(1) 申請者は、前記給付対象者(3)について、次のアーウに該当する場合には特例を用いることができる。</p> <p>ア 対象となる費用の合計を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したものについては、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であつて、原油価格・物価高騰の影響により、</p>

	<p>対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、法人化した日の属する月（以下「法人化月」という。）以前においては、法人化前の個人事業者の対象となる費用を含め、法人化月以降においては法人化後の法人の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が20万円以上増加するもの。</p> <p>イ 対象となる費用の合計を比較する2つの月の間に法人から個人事業主化したものについては、証拠書類等の一部が法人として作成されている場合であって、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、個人事業主化した日の属する月（以下「個人事業主化月」という。）以前においては、個人事業主化前の法人の対象となる費用を含め、個人事業主化月以降においては個人事業主化後の個人事業主の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が20万円以上増加するもの。</p> <p>ウ 対象となる費用を比較する2つの月の間に事業承継を行ったものについては、証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合であって、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間と基準期間における月間の対象となる費用（「費用」には、事業承継をした日の属する月以前においては、事業承継前の事業者の対象となる費用を含め、事業承継をした月以降においては事業承継後の事業者の対象となる費用を含める。）の合計と比較して、対象期間の対象となる費用の合計が20万円以上増加するもの。</p> <p>(2) 前項各号のいずれかの特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付するものとする。</p> <p>(3) BCP策定加算支援金を申請するもので、(1)ア～ウによる特例を適用するものにあつては、変更後の事業形態を踏まえたBCPを策定又は改定しているものとする。</p>				
<p>給付対象外要件</p>	<p>第5条各号のほか、次のいずれかに該当する者は受給できない。</p> <p>(1) 個人事業者にあつては、令和3年9月以降（開業者（個人成りや個人から個人への事業承継を行った者）については開業後）において、被雇用者又は被扶養者である者</p> <p>(2) 既に同事業の給付の申請及び給付を受けたもの。</p>				
<p>給付額</p>	<table border="1" data-bbox="432 1615 1058 1767"> <tr> <td data-bbox="432 1615 679 1664">区分</td> <td data-bbox="679 1615 1058 1664">20万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1664 679 1767">給付額 (1者当たり)</td> <td data-bbox="679 1664 1058 1767">10万円</td> </tr> </table>	区分	20万円以上	給付額 (1者当たり)	10万円
区分	20万円以上				
給付額 (1者当たり)	10万円				
<p>申請期間</p>	<p>令和4年12月1日から令和5年2月10日まで</p>				

別表 4

給付事業名	B C P 策定加算支援金
給付対象要件	(1) 原油価格・物価高騰対応支援金を受給するもの (2) B C P 策定加算支援金の給付の申請を行う者は、令和 2 年 4 月以降に自然災害及び感染症を踏まえ中小企業 B C P 策定運用指針(平成 1 8 年中小企業庁)の入門コースで定める 7 項目(①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥ B C P の定着⑦ B C P の見直し)を含む B C P を策定又は改定していること。なお、B C P は事業者及び従業員によって事業継続が実現可能なものであること。
給付対象外要件	既に同事業の給付の申請及び給付を受けたもの。
給付額	1 者当たり 1 0 万円とする。
申請期間	令和 4 年 8 月 2 5 日から令和 5 年 2 月 1 0 日まで